**介護保険　負担限度額認定申請のご案内**

**○負担限度額認定とは**

**介護保険施設（※）**に入所した場合や、ショートステイを利用する際の食費・居住費を軽減する制度のことです。皆さまは現在限度額認定をお持ちですが、７月３１日に期限を迎えます。そのため、８月以降も希望される場合は更新手続きが必要です。**※介護保険施設**…特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

**○対象条件**

次の①～③全ての条件にあてはまる方が限度額認定の対象です。

①町民税非課税世帯の方

②配偶者が非課税の方（別居や世帯分離している配偶者も含まれます。）

③預貯金等の金額が以下にあてはまる方。

|  |  |
| --- | --- |
| 負担段階 | 預貯金等の資産の状況 |
| 単身 | 夫婦 |
| 第1段階 | 1.000万円以下 | 2,000万円以下 |
| 第2段階 | 650万円以下 | 1,650万円以下 |
| 第3－①段階 | 550万円以下 | 1,550万円以下 |
| 第3－②段階 | 500万円以下 | 1,500万円以下 |

※第２号被保険者は、利用者負担限度に関わらず、預貯金等の資産が単身：1,000万円以下、夫婦：2,000万円以下であれば支給対象となります。

※負債のある方は預貯金等の金額からそれを差し引いた額です。

**○申請の方法**

〈提出するもの〉

①申請書（２枚１組）

②預貯金等の確認書類（通帳等の写し）

提出先は高千穂町介護保険係です。（高千穂町保健福祉総合センターげんき荘内）申請書の書き方や預貯金等に何が該当するのかは別紙の“記入方法と注意事項”をご覧ください。

提出期限を過ぎても受付はできます。ただし、申請のあった月の初日から適用されますのでご注意ください。有効期限は毎年７月３１日です。期限前に介護保険係から更新のご案内をいたします。

（裏面へ続きます。）

**○限度額認定を受けた方の利用者段階**

対象となった方は、それぞれの収入額を元に軽減される段階が決まります。

|  |  |
| --- | --- |
| 第１段階 | * 生活保護受給者の方
* 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方
 |
| 第２段階 | * 世帯全員が町民税非課税で、本人の前年中の合計所得金額と課税年金収入額と**非課税年金収入額（※）**の合計が８０万円以下の方
 |
| 第３－①段階 | * 世帯全員が町民税非課税で、前年中の合計所得額と年金収入額が80万円超120万円以下の方
 |
| 第3－②段階 | * 世帯全員が町民税非課税で、前年中の合計所得額と年金収入額が120万円超の方
 |

**※**平成28年８月より今まで計算に含まれていなかった非課税年金（遺族年金・障害年金）も収入として計算されます。

※令和3年8月より対象者の要件、食費の限度額が変更になります。

各段階の１日あたりの自己負担は次のとおりです。この金額を超えた分は介護保険から給付されます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 利用者段階 | 居住費 | 食費 |
| 多床室 | 従来型個室 | ﾕﾆｯﾄ型個室 | ﾕﾆｯﾄ型準個室 |
| 第１段階 | ０円 | ４９０円(３２０円) | ８２０円 | ４９０円 | ３００円 |
| 第２段階 | ３７０円 | ４９０円(４２０円) | ８２０円 | ４９０円 | ３９０円【600円】 |
| 第３-①段階 | ３７０円 | 1,310円(820円) | 1,310円 | 1,310円 | ６５０円【1,000円】 |
| 第3-②段階 | 370円 | 1,310円(820円) | 1,310円 | 1,310円 | 1,360円【1,300円】 |

（　）内は特別養護老人ホームをご利用された場合の金額です。

【　】内は短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用された場合の金額です。

**○注意事項**

＊更新申請書をお送りした方でも、今年度条件にあてはまらない場合は限度額認定書を発行できない場合があります。非該当の方には却下の通知書をお送りします。

＊嘘の申告により負担限度額認定を受けた場合は、支給された額及び最大２倍の加算金を返還していただくことがあります。

（申請書の送付先・お問い合わせ先）

〒882-1101　宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井435番地1

高千穂町保健福祉総合センターげんき荘　介護保険係　あて

TEL：0982-73-1717　　　 FAX：0982-73-1707